

南部町こども家庭センター

ぴよすく

妊産婦及び乳幼児の保護者の身近な相談窓口として、こども家庭センターを開
設し、保健師や栄養士・社会福祉士が、健康や子育ての悩みなど、様々な相談に
対応し、安心して産み育てられるようにお手伝いしています。

この「**ぴよすくガイドブック**」は、南部町の妊娠・出産・子育てに関する情報が掲載
されていますので、妊娠期から子育て期まで大切に保管し、ご活用ください。

南部町こども家庭センターぴよすく

《開設時間》8時15分～17時(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

《開設場所》南部町健康センター(健康こども課内)
南部町大字下名久井字白山91-1

《電話相談》☎0178-60-7100 ☎080-8202-3211

《メール相談》kosodate@town.aomori-nanbu.lg.jp

《支援内容》赤ちゃん訪問・乳幼児健診・発達やことばの相談・子育ての相談 他

✳ その他子育てに関するお問い合わせ：☎0178-60-7100 ✳

子育て支援班：医療費助成・児童手当・保育施設 他

健康対策班：予防接種・幼児フッ素塗布 他

ぴよすくガイドブック

PIYOSUKU GUIDE BOOK



妊娠期から子育て期までの
切れ目ないサポートのために

南部町こども家庭センターぴよすく
(南部町 健康こども課内)

TEL:0178-60-7100 ☎080-8202-3211





妊娠がわかったら 2P.3P.4P

- 妊娠届出及び母子健康手帳の交付
- 初回産科受診料の助成
- 「なんぶびやすくプラン」の作成
- 妊婦のための給付金
 - 妊婦委託健康診査
 - 妊婦歯科健康診査
- ハイリスク妊産婦アクセス支援事業
- 南部町国民健康保険に加入している妊婦さんの手続き
 - 妊産婦10割給付証明書
 - 国民年金保険料の産前産後期間の免除
- 国民健康保険税の産前産後期間の減額
- 出産育児一時金の支給
- 妊婦さんの健康相談
 - 電話相談・家庭訪問
 - 子育てメール相談
- RSウイルス感染症(母子免疫ワクチン)
- 風しんワクチン

赤ちゃんが生まれたら 4P.5P.6P.7P

- 出生届
- 妊婦のための給付金
- 新生児聴覚検査
- 乳児一般委託健康診査受診票の交付
- 乳児股関節検診
- 産婦健康診査
- 産後ケア事業
- 産婦歯科健康診査
- 児童手当

ひとり親家庭のサポート 8P.9P

- ひとり親家庭等医療費給付制度
- 児童扶養手当

子育てサポート 9P.10P.11P

- 子育て用品給付事業(南部町びやすくーぱん)
- 子ども医療費給付制度
- 地域子育て支援センターなど
- 一時預かり保育
- 保育施設の利用について
- 保育料の無償化
- 放課後児童クラブ

子育てサポート 12P

- 子育て短期支援事業(ショートステイ)
- 子育て世帯訪問支援事業
- ファミリーサポートセンター

障がい児支援 13P

- 障がい児通所支援
 - 児童発達支援
 - 医療型児童発達支援
 - 居宅訪問型児童発達支援
 - 放課後等デイサービス
 - 保育所等訪問支援
- 障がい児入所支援
- 障がい児福祉手当
- 特別児童扶養手当
- 小児慢性特定疾病医療費助成制度

子どもとおかあさんのための保健事業 14P.15P

- 赤ちゃん訪問
- 家庭訪問と健康相談
 - 健康相談
 - 子育てメール相談
- 子どもの健康診査・健康相談
 - 乳児健康診査
 - 乳児健康相談
 - 1歳6か月児健康診査
 - 2歳児歯科健康診査
 - 3歳児健康診査
 - 4歳児健康相談
- 発達に心配のある子どもの相談
 - ことばの教室
 - 発達相談
- 子どもの予防接種
- 幼児フッ素塗布事業

その他の支援 16P

- 不妊専門相談センター(不妊専門相談)
- 救急時の対応
 - 八戸市休日夜間急病診療所
 - 子ども医療電話相談
- おはなし会

子育て支援カレンダー 17P.18P

妊娠がわかったら

【母子健康手帳交付場所】

健康こども課・こども家庭センターびやすく(南部町健康センター内) ☎0178-60-7100 ☎080-8202-3211

●妊娠届出及び母子健康手帳の交付

妊娠に気づいたら、医療機関で妊娠の診断を受け、できるだけ早め(12週未満)に必要な書類をお持ちになり、届出をしてください。母子健康手帳を交付し、妊娠中のからだや心の相談に応じます。来所される際は上記へ連絡し、来所予約をしてください。

必要書類

①妊娠届出書(医療機関で発行) ②妊婦連絡票(県内及び岩手県立二戸病院を受診した方のみ。ない方は妊娠届出時に記入していただきます。)

●初回産科受診料の助成

妊婦さんの経済的負担軽減を図るために、初回の産科受診料の費用助成をします。

対象者

住民税非課税世帯又は同等の所得水準の妊婦

助成対象検査

妊娠判定に必要な検査(尿検査等)

助成額

妊娠判定にかかる検査の自己負担額で10,000円を限度とする。

必要書類

領収書、振込先がわかるもの、妊娠判定の記録

●「なんぶびやすくプラン」の作成

母子健康手帳交付時に、保健師・栄養士等の専門職が全ての妊婦さんと個別にお話をします。そして、妊娠期から子育て期までのプランが立てられるよう「なんぶびやすくプラン」を一緒に作成します。このプランは、妊婦さんが安心して健やかに妊娠、出産、子育てができるような支援について、一緒に考えるためのものです。

●妊婦のための給付金

妊婦1人につき、50,000円を支給します。

必要書類

振込先が分かるもの

●妊婦さんが受ける健康診査

【妊婦委託健康診査】

健やかな妊娠と出産のために定期的に必ず健康診査を受けましょう。

①妊娠届出時に、母子健康手帳とあわせて14回分の受診票を交付し、費用の一部を助成します。多胎の場合は追加で7回分の受診票を交付します。

②妊婦健康診査時に母子健康手帳に添えて医療機関の受付に提出してください。

③受診票は、県内の産婦人科及び岩手県立二戸病院で利用できますが、その他の県外の医療機関で受診を希望する方は健康こども課にお問い合わせください。受診票が利用できない医療機関では、支払い後に申請することで、妊婦健康診査の一部を後日払い戻します。

④住所が南部町にある方のみ使用できます。町外に転出の場合は、南部町の受診票は使用できませんので、転出先市区町村にお問い合わせください。

【妊婦歯科健康診査】

妊娠期間中は、つわりやホルモンバランスの変化によって、むし歯や歯周病が進行しやすくなり、歯周病が流・早産の原因となる場合があります。妊婦さんと赤ちゃんの健康のために歯科健康診査を受診しましょう。

①妊娠届出時に、母子健康手帳とあわせて受診票を交付します。

②妊娠期間中に1回、無料で歯科健康診査を町内の歯科医院で受診することができます。ただし、健康診査以外の検査や治療が必要となった場合は、自己負担となります。※町内の歯科医院(P.15 町内歯科医院参照)

③住所が南部町にある方のみ使用できます。町外に転出の場合は、南部町の受診票は使用できません。



●ハイリスク妊産婦アクセス支援事業

県内の特定の病院で赤ちゃんの面会のために要した南部町内の自宅からの交通費及び宿泊費を助成します。

対象者	南部町内に住所を有する方で、NICU(新生児特定集中治療室)またはGCU(新生児治療回復室)に入院している新生児をもつ産婦
対象医療機関	・八戸市立市民病院 ・青森県立中央病院 ・弘前大学医学部附属病院
申請の流れ	助成対象者は書類を作成し、面会の都度、病院から記入してもらう必要があります。詳細はお問い合わせください。

●南部町国民健康保険に加入している妊婦さんの手続き

【妊産婦10割給付証明書】

健やかな妊娠と出産のために定期的に必ず健康診査を受けましょう。

- ①妊産婦の外来医療費は、母子健康手帳の交付を受けた日または南部町国民健康保険(南部町国保)に加入した日のいずれか遅い日から、出産した月の翌末日まで保険適用分が無料になります。
- ②妊娠届出時にすでに南部町国保に加入している方には、妊娠届出時に母子健康手帳とあわせて証明書を交付します。
- ③新たに南部町国保に加入される方は、南部町国保加入手続き後、必要書類をお持ちになり、手続きをしてください。

必要書類	南部町国民健康保険資格確認書 または資格情報のお知らせ、母子健康手帳
------	---------------------------------------

●国民健康保険税の産前産後期間の減額

問い合わせ先	税務課 ☎0178-38-5962
--------	-------------------

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間(多胎妊娠の場合は3か月前から6か月間)の国民健康保険税における所得割額と均等割額が減額されます。
出産予定日の6か月前から申請でき、出産後の申請も可能です。

●出産育児一時金の支給

問い合わせ先	健康こども課 ☎0178-76-3323
--------	----------------------

出産育児一時金は、出産された人が出産時に加入している健康保険から支給されます。ただし、1年以上継続して被用者保険に加入していた人が、退職後6か月以内に出産した場合などは、以前に加入していた被用者保険から支給されます。

【国民健康保険以外の健康保険にご加入の場合】

国民健康保険以外の健康保険でも同様の制度がありますので、勤務先または加入している健康保険にお問い合わせください。

●妊婦さんの健康相談

【電話相談、家庭訪問】

妊娠期間中に保健師が、電話相談または家庭訪問を行い、安心して妊娠期間を過ごし出産・育児ができるように不安や悩みなどをうかがい、支援します。

☎0178-60-7100 ☎080-8202-3211

【国民年金保険料の産前産後期間の免除】

問い合わせ先	住民生活課 ☎0178-38-5963
--------	---------------------

- ①出産予定日または、出産日が属する月の前月から4か月間(多胎妊娠の場合は3か月前から最大6か月間)の国民年金保険料が免除されます。
- ②出産予定日の6か月前から届出ができ、出産後の届出はいつでも可能です。

必要書類	①申出書(住民生活課または日本国民年金機構ホームページからダウンロード) ②母子健康手帳
------	---

必要書類	
------	--

- ①保険税減額申請書(税務課または健康こども課にあります)
- ②母子健康手帳など(出産予定日または出産日が確認でき、親子関係の記載のあるもの)
- ③窓口に来た方の本人確認書類(マイナンバーカードなど)

【国民健康保険に加入している場合】

出産育児一時金として、50万円を支給します。(妊娠22週未満での出産や産科医療補償制度に加入していない医療機関等での出産の場合は、48万8千円)
妊娠85日以上の出産(死産・流産を含む)から支給対象となります。出産した日の翌日から2年を経過すると申請できなくなりますので、ご注意ください。
支給方法については、出産時のご本人の費用負担を軽減する「直接支払制度」や「受領代理制度」などがあります。医療機関によって実施の有無が異なりますので、出産する医療機関等にご確認ください。

【子育てメール相談】

メールによる相談も受付します。お気軽に子育てメールをご利用ください。

対応時間／8:15～17:00

メールアドレス／kosodate@town.aomori-nanbu.lg.jp

●RSウイルス感染症(母子免疫ワクチン)

妊娠中の方が摂取し、お腹にいる赤ちゃんに胎盤を通して抗体を移行することで、生後の赤ちゃんをRSウイルスの感染から守るための予防接種で、接種にかかる費用助成を実施しています。

対象者	妊娠28週0日から36週6日の妊婦
必要書類	必要書類や接種機関については母子手帳発行時に説明します

●風しんワクチン

妊婦さんに対する風しんの感染予防を図り、先天性風しん症候群(難聴、視力障害、心疾患、発達の遅れ等)の発生を未然に防ぐため、風しん抗体検査と予防接種にかかる費用助成を実施しています。

対象者	南部町内に住所を有する方で、妊娠を希望する女性及び妊娠を希望する女性の同居家族、妊婦の夫及び妊婦の同居家族等
必要書類	①妊婦の夫及び妊婦の同居家族が申請する際は、当該妊婦の母子健康手帳 ②風しんの抗体検査を受けたことがある場合は、抗体検査の結果が分かる書類

赤ちゃんが生まれたら

●出生届

届出できる方	父または母	届出期間	出生の日を含めて14日以内
届出場所	父母の本籍地・届出人の一時滞在地か 住所地・お子さんの出生地	■住民生活課 ■福地支所 ■南部支所	☎0178-38-5963 南部町大字平字広場28-1 ☎0178-84-2111 南部町大字苫米地字下宿23-1 ☎0179-34-2111 南部町大字沖田面字沖中46-1

その他必要な手続き	必要書類
①住民異動届 ②児童手当認定請求 ③乳幼児医療費受給資格証交付申請 ④子育て用品給付事業(南部町びよすくーぼん)申請	①出生届出書(病院等で渡される出生証明書と一体になっています) ②母子健康手帳 ③はんこ ④マイナンバーが分かるもの(父母) ⑤通帳(児童手当用:請求者名義のもの)

留意事項	南部町以外で届出をした場合は、住民票作成に数日を要します。国民健康保険の加入手続きや児童手当の申請、乳幼児医療費の申請等は、あらためて南部町での手続きをすることになります。
------	--

●妊婦のための給付金

新生児1人につき、50,000円を支給します。 申請は、出産予定日の8週間前の日からできます。流産・死産等の場合も支給の対象になります。その場合は、流産等をしたことが医療機関等において確認された日以降に届け出ることができます。	必要書類	振込先が分かるもの
--	------	-----------

●新生児聴覚検査

新生児の聴覚障害の早期発見と早期支援のために、新生児聴覚検査の費用を助成します。

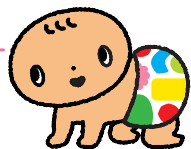
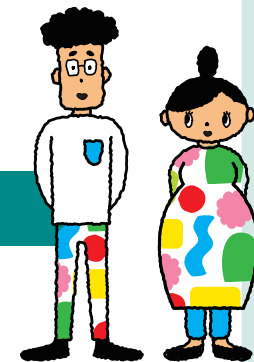
助成対象検査	受診方法
新生児聴覚検査の初回検査及び確認検査 ①自動聴性脳幹反応検査(AABR) ②聴性脳幹反応検査(ABR) ③耳音響放射検査(OAE)	母子健康手帳交付時に受診票を交付します。出産後に医療機関へ提出してください。 留意事項 ①県外の医療機関(岩手県立二戸病院以外)で受診を希望する方は、健康こども課にお問い合わせください。 ②住所が南部町にある方のみ使用できます。町外に転出した場合は、南部町の受診票は使用できませんので、転出先市区町村にお問い合わせください。

●乳児一般委託健康診査受診票の交付

乳児一般委託健康診査受診票により、町で委託している医療機関で、乳児健康診査を1歳までに、2回受けることができます。

交付	出生届後に、新生児訪問または郵送にて配布します。	利用方法	乳児健康診査時に母子健康手帳に添えて医療機関の受付に提出してください。
----	--------------------------	------	-------------------------------------

留意事項	①県外の医療機関で受診を希望する方は、健康こども課にお問い合わせください。 ②1歳未満で他市町村から南部町に転入した場合、受診票の差し替えが必要ですので、前居住地で発行された受診票を提示してください。 ③住所が南部町にある方のみ使用できます。町外に転出した場合は、南部町の受診票は使用できませんので、転出先市区町村にお問い合わせください。
------	---



●乳児股関節検診

赤ちゃんの股関節の病気の早期発見のため、受診票の交付をします。

交付	出生届後に、新生児訪問または郵送にて配布します。
対象者	生後30日から149日までのお子さん
受診医療機関	スワンクリニック ☎0179-23-0805
受診方法及び費用	受診方法については受診票発行時に説明します。 料金は無料です。
受診の際必要なもの	①母子健康手帳 ②股関節脱臼検診受診票 ③替えオムツ ④バスタオル ⑤子どもの健康保険の資格が確認できるもの
留意事項	上記の医療機関以外で検診を受けた場合は、助成の対象になりません。



●産婦健康診査

出産後のお母さんの心身の調子や授乳・育児の状況を確認するために、産婦健康診査(2回分)の費用を助成します。

時期・回数	1回目:産後2週間頃(産後2週間健康診査は医療機関等の状況により実施されないことがあります。) 2回目:産後1か月頃
健診内容	①問診 ②診察 ③体重・血圧測定 ④尿検査 ⑤メンタルヘルスチェック
助成額	1回につき 上限5,000円 ※①から⑤の5項目を必須項目としており、メンタルヘルスチェックがない場合などは、公費負担の対象になりませんのでご了承ください。
受診票の配布方法	母子健康手帳交付時、転入の場合は後日
受診方法	産婦健康診査時に母子健康手帳に添えて医療機関へ提出してください。
対象医療機関	受診票は、県内の産婦人科及び岩手県立二戸病院で利用できますが、その他の県外等の、南部町と委託していない医療機関で受診を希望する方は健康こども課にお問い合わせください。
償還払い	県外等の、南部町と委託していない医療機関で産婦健康診査を受診した方には申請により費用の払い戻しを行います。 【申請に必要な書類】 ①領収書・領収明細書(検査日・支払額が分かるもの) ②振込先が分かるもの ③母子健康手帳

●産婦歯科健康診査

産後はホルモンバランスや環境の変化によって、むし歯や歯周病が進行しやすくなります。
産婦さんと赤ちゃんの健康のために歯科健康診査を受診しましょう。

- ①新生児訪問または郵送にて受診票を交付します。
- ②歯科健康診査は、産後1年以内に1回、町内の歯科医院で無料で受診することができます。
ただし、健康診査以外の検査や治療が必要となった場合は、自己負担となります。※町内の歯科医院(P.15 町内歯科医院参照)
- ③住所が南部町にある方のみ使用できます。町外に転出した場合は、南部町の受診票は使用できません。

●産後ケア事業

産婦さんと赤ちゃんが、ゆっくり休養しながら、産後のケアや授乳指導、育児サポートを受けることができます。

対象者	産後1年以内の産婦と乳児 ・産後の心身の回復に不安がある方 ・育児などに不安のある方
ケアの内容	助産院における助産師からの個別ケア [産婦さんのケア] 心身のケア、健康状態の確認、休息、授乳やおっぱいの相談 など [赤ちゃんのケア] 発育・発達の相談、赤ちゃんのお世話の仕方の相談 など
利用コース	①宿泊コース(1泊2日～) ②1日コース(9時～16時) ③半日コース(9時～12時、13時～16時) ・生後1年以内までの期間に、通算5回までの利用が可能です。
実施施設	●八戸市立市民病院(宿泊、1日、半日コース) 住所:八戸市田向3丁目1-1 ☎0178-72-5111 ●苫米地レディースクリニック(宿泊、1日、半日コース) 住所:八戸市大字沢里字下沢内36-1 ☎0178-47-5651 ●きこキッズ助産院(1日、半日コース) 住所:八戸市下長6丁目2-19 ☎0178-29-1117
利用料金	①宿泊コース:6,000円(1泊2日) ②1日コース:2,000円 ③半日コース:1,000円 ・町民税非課税世帯は半額、生活保護世帯は無料となりますので、ご相談ください。 ただし、減免を受ける場合は、それを証明する書類の提出が必要な場合があります。 ・多胎児は1人につき、利用者負担金の加算もあります。
利用方法	産後ケア事業の利用を希望する方は、母子健康手帳を持参して、利用希望日の1週間前までに健康こども課までご相談ください。



●児童手当

児童を養育している家庭等における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健全育成を目的として支給されます。

受給対象者	0歳から高校生年代まで(18歳に達した日以後の最初の3月31日まで)の児童を養育する保護者等のうち、主たる生計維持者(生計を維持する程度の高い方:恒常的に所得の高い方)になります。父母に養育されていない児童については、児童を監護し、生計を維持する方となります。また、カウント対象を大学生年代(22歳年度末)まで拡大し、養育相当の世話・生計費の負担がある場合は多子加算(第3子以降月額3万円)され、支給される。公務員の方は勤務先から支給されますので、手続きについては勤務先へお問い合わせください。その他、詳細な要件はお問い合わせください。
支払時期	原則、偶数月に支払い月の前月分までの手当が支払われます。
認定請求時期	手当の支給を受けるためには「認定請求書」の提出(申請)が必要です。手当は、申請した日の翌月分から支給されますが、出生、転入の場合は、その翌日から15日以内に申請すると、支給事由が発生した日の属する月の翌月分から支給が開始されます。
必要書類	①請求者名義の通帳 ②マイナンバーが分かるもの ※その他、請求者の状況に応じて必要になるものがあります。

児童手当 改正後(令和6年10月から)※所得制限なし			
第1子・第2子		第3子以降	
0～2歳	15,000円	0歳～ 高校生年代	30,000円
3歳～ 中学生	10,000円		
高校生年代	10,000円		

(注)子のカウント対象:0歳～大学生年代(22歳年度末)
※大学生年代は、親等が生計費を相当程度負担しているなどの条件があります。

●乳幼児医療費給付制度

南部町に住所を有し、健康保険に加入している0歳から6歳(就学前)までの子どもについて、医療費の一部負担金を給付する制度です。(なお、高額療養費、家族療養付加給付金の給付を受けた場合は、その差額分を支給します。)

ただし、保護者(子どもの加入している保険の被保険者)の所得により受給資格に制限がありますので、全員が該当になるとは限りません。受給資格が認定されますと「南部町乳幼児医療費受給資格証」が発行されます。毎年7月以降が所得の判定年度切り替えとなります。所得により受給資格がなかった方でも、該当になると思われる方は、受給資格証の申請手続きをしてください。

対象範囲 ○年齢: 0歳から6歳(就学前の子ども) ○診療区分: 医科(入院・通院)、歯科、調剤

給付方法 ・現物給付(青森県内の医療機関や薬局で、健康保険の資格確認を受けるとともに受給資格証を提示すると、窓口での支払いがなくなります。)

・償還払い(県外医療機関等を受診した場合は、医療機関等窓口でいったん医療費を支払ったあと、町に申請すると、一部負担金をお返しします。)

受給者負担: なし ※保険適用外の医療費(各種健診、予防接種、処方箋以外の薬代、薬の容器代、文書料、紹介状なしの初診料、入院時の差額室料、食事療養費など)は給付対象外です。

資格証の申請手続き

○出生、転入

【必要なもの】①子どもの氏名が記載された健康保険の被保険者・記号・番号・加入年月日等がわかるもの(資格確認書、マイナポータル保険情報画面等)

②マイナンバーが分かるもの(保護者と子ども)及び本人確認書類(マイナンバーカード等)

○住所・氏名・健康保険の資格内容等が変わった場合

【必要なもの】①南部町乳幼児医療費受給資格証

②子どもの氏名が記載された健康保険の被保険者・記号・番号・加入年月日等がわかるもの(資格確認書、マイナポータル保険情報画面等)

○受給資格証の紛失

窓口で申請が必要です。

○転出・離婚等で受給資格がなくなった場合

【必要書類】南部町乳幼児医療費受給資格証

○資格証の更新

受給資格証の有効期限は、子どもの誕生月の末日です。ただし、5歳児は、小学校就学前の3月31日です。更新時期には、個別にお知らせを送付しますので、忘れずに更新手続きをしてください。

【必要なもの】①子どもの氏名が記載された健康保険の資格確認ができるもの(資格確認書等)

②マイナンバーが分かるもの(保護者と子ども)及び本人確認書類(マイナンバーカード等)

○医療費の給付申請(償還払い)

【申請手続き期限】受診日の翌月から6か月以内

【必要書類】①医療機関等が発行した領収書(子どもの氏名、受診日、保険点数、支払額が分かるもの)

②南部町乳幼児医療費受給資格証

③保護者名義の通帳

○振込日

原則として、申請日の翌月末に振り込みます。

●養育医療費給付制度

身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする乳児に対して、その治療に必要な医療費を給付する制度です。

ただし、全国の指定医療機関(八戸市立市民病院、八戸赤十字病院、青森県立中央病院 等)での治療に限られ、世帯の所得額に応じて、自己負担が生じます。

対象者 南部町内に居住する乳児(0歳児)で一般状態、呼吸器、循環器、消化器等のいずれかの症状を有し、医師が入院養育を認めたもの。

必要書類

- ①養育医療費給付申請書
- ②養育医療意見書(指定医療機関の医師が記入したもの)
- ③世帯調書
- ④対象となる子どもの健康保険の資格確認ができるもの(資格確認書等)
- ⑤住民税額等を確認できる書類(世帯全員分)

留意事項

・養育医療の有効期間は、最長1歳の誕生日前日までとなります。

・申請後退院されるまでの間に、住所や加入健康保険などに変更があった場合は、お問い合わせください。



ひとり親家庭のサポート

●ひとり親家庭等医療費給付制度

南部町に住所を有し、健康保険に加入しているひとり親家庭(母子・父子家庭)等の18歳以下の子どもとその父または母の医療費(保険適用分の一部負担額)を助成する制度です。(なお、高額療養費、家族療養付加給付金の給付を受けた場合は、その差額分を支給します。)

ただし、申請者及び扶養義務者(住民票上別世帯に関わらず同居している親族)の所得により受給資格に制限がありますので、全員が該当になるとは限りません。受給資格が認定されますと「ひとり親家庭等医療費受給資格証」が発行されます。

毎年8月以降が所得の判定年度切り替えとなります。所得制限により受給資格がなかった方でも、該当になると思われる方は、受給資格証の申請手続きをしてください。

対象

○診療区分: 医科(入院・通院)、歯科、調剤

○助成の対象となる医療費と給付方法

・児童: 保険適用分の医療費

・現物給付(健康保険の資格確認を受けるとともに受給資格証を医療機関等に提示すると、窓口での支払いがなくなります。)

・償還払い(県外医療機関等を受診した場合は、医療機関等窓口でいったん医療費を支払ったあと、町に申請することで医療費を給付します。)

・父または母: 保険適用分の医療費のうち医療機関ごと1月につき1,000円を超えた額

・償還払い(医療機関等窓口でいったん医療費を支払ったあと、町に申請することで、医療費を給付します。)

※保険適用外の医療費(各種健診・予防接種・処方箋以外の薬代・薬の容器代・文書料・紹介状なしの初診料・入院時の差額室料・食事療養費など)は給付対象外です。

資格証の申請手続き

○父母が婚姻を解消した時や父または母が死亡した場合 必要なもの

- ①父または母と子どもの健康保険の資格確認ができるもの(資格確認書等)
- ②マイナンバーが分かるもの(申請者と子ども)及び本人確認書類(マイナンバーカード等)
- ③申請者名義の通帳

○転入した場合 必要なもの

- ①父または母と子どもの健康保険の資格確認ができるもの(資格確認書等)
- ②マイナンバーが分かるもの(申請者と子ども)及び本人確認書類(マイナンバーカード等)
- ③申請者名義の通帳
- ④前住所地(1月1日現在)の所得課税証明書

○住所・氏名・健康保険が変わった場合 必要なもの

- ①ひとり親家庭等医療費受給資格証
- ②父または母と子どもの健康保険の資格確認ができるもの(資格確認書等)

○受給資格証の紛失 必要なもの

父または母と子どもの健康保険の資格確認ができるもの(資格確認書等)

○転出・婚姻等で受給資格がなくなった場合 必要なもの

ひとり親家庭等医療費受給資格証

○資格証の更新

受給資格証の有効期限は、毎年度の7月31日までです。忘れずに更新手続きをしてください

必要なもの:

- ①ひとり親家庭等医療費受給資格証
- ②父または母と子どもの健康保険の資格確認ができるもの(資格確認書等)
- ③申請者名義の通帳
- ④マイナンバーが分かるもの

○医療費の給付申請(償還払い)

申請手続き期限: 受診日の翌月から1年以内

必要なもの:

- ①医療機関等が発行した領収書(氏名、受診日、保険点数、支払額が分かるもの)
 - ②ひとり親家庭等医療費受給資格証
- 振込日: 原則として、申請日の翌月末に振り込みます。



●児童扶養手当

父母の離婚や死亡などで、父または母と生計を同じくしていない児童が養育される家庭における生活の安定と自立、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給されます。

対象児童	児童とは、18歳に達する日以後、最初の3月31日まで。ただし、児童に中度以上の障害がある場合は、20歳到達まで。 ・ひとり親家庭の児童　・父または母が重度障害の家庭の児童 ※ 父または母が事実上の婚姻関係にある場合、児童が里親に委託されている場合や児童福祉施設等に入所している場合等は手当を受給できません。その他、詳細な要件はお問い合わせください。		
手当の月額	請求者及び扶養義務者(住民票上別世帯に関わらず同居している親族)の前年の所得額によって全部支給、一部支給、支給なしが決定されます。		
支払時期	原則、年6回(5月、7月、9月、11月、1月、3月)それぞれの支払い月の前月分までの手当が支払われます。	支給開始月	認定請求をした月の翌月から開始されます。
所得制度 限度額	11月1日から翌年10月31日までを支給年度として、年度単位で支給額を決定します。		
手続き	認定請求に必要な書類は、個別の事情により異なりますので、詳細は健康こども課へご相談ください。 ※転出・婚姻等で受給資格がなくなった場合、住所、氏名の変更や扶養する児童の増減があった場合は健康こども課に届け出てください。		

子育てサポート

●子育て用品給付事業(南部町びよすくーぼん)

0歳から2歳児を養育する保護者を対象に、紙おむつ、粉ミルク等の「子育て用品」と交換できる助成券「南部町びよすくーぼん」を給付します。助成券は町内の取扱店で使用できます。給付を受けるには、出生時及び転入時に申請が必要です。

対象の用品	《おむつ関連》紙おむつ(パンツ型、パッドを含む)、布おむつ(カバー、ライナーを含む)、おしりふき、脱脂綿 《授乳関連》粉ミルク(液体ミルクを含む)、哺乳用品(瓶、乳首、洗剤、ブラシ、消毒剤)、清浄綿、ガーゼ、授乳用パッド、母乳冷凍パック 《離乳食関連》離乳食(市販しているベビーフード)、食器、保存ケース 《歯科口腔関連》乳幼児用歯ブラシ、歯みがき粉、フッ素配合剤、口腔清拭用品 《保清関連用品》沐浴・入浴用品、保湿剤・クリーム、日焼け止め、綿棒、爪切り 《衛生関連用品》子ども用マスク、手指消毒液、ハンドソープ、除菌ウエットティッシュ、子ども用洗濯洗剤 《知育関連用品》幼児向け本・絵本
-------	--

対象者	0～2歳児(満3歳の前日まで)を養育する保護者	取扱店	南部町子育て用品助成券取扱店ポスターが目印です。 助成券を使用の際は、各取扱店にご確認ください。
月額	5,000円	その他:	・使用は交付された受給者に限られます。譲渡、転売または貸付をすることはできません。 ・使用の際、差額が生じても釣り銭は支払われません。 ・対象児童が転出等で給付対象でなくなった場合は返還してください。 ・詳細については変更する場合があります。
給付方法	郵送		

その他:使用期限があります。再発行は行いません。

●子ども医療費給付制度

南部町に住所を有し、健康保険に加入している小学生から高校生までの子どもの医療費の一部負担金を給付する制度です。(なお、高額療養費、家族療養附加給付金の給付を受けた場合は、その差額分を支給します。)受給資格が認定されると「南部町子ども医療費受給資格証」が発行されます。

対象範囲	○年齢:小学生、中学生及び高校生 (18歳になってから最初の年度末までの方で高校の在学は問いません。ただし、生計を独立している方は除きます)
○診療区分:	医科(入院・通院)、歯科、調剤
○給付方法:	・現物給付(青森県内の医療機関や薬局で、健康保険の資格確認を受けるとともに受給資格証を提示すると、窓口での支払いがなくなります) ・償還払い(県外医療機関等を受診した場合は、医療機関等窓口でいったん医療費を支払ったあと、町に申請することで医療費を給付します。)
○受給者負担:	なし ※ 保険適用外の医療費(各種健診、予防接種、処方箋以外の薬代、薬の容器代、文書料、紹介状なしの初診料、入院時の差額室料、食事療養費など)は給付対象外です。
資格証の申請手続き	

○転入の場合に必要な書類
①子どもの氏名が記載された健康保険の被保険者・記号・番号・加入年月日等がわかるもの(資格確認書、マイナポータル の保険情報画面等) ②マイナンバーが分かるもの(保護者と子ども)及び本人確認書類(マイナンバーカード等)
○住所・氏名・健康保険の資格内容が変わった場合に 必要な書類
①南部町子ども医療費受給資格証 ②子どもの氏名が記載された健康保険の被保険者・記号・番号・加入年月日等がわかるもの(資格確認書、マイナポータル の保険情報画面等)
○受給資格証を紛失した場合
窓口で申請が必要です。

○転出・離婚等で受給資格がなくなった場合に 必要な書類
南部町子ども医療費受給資格証
○資格証の有効期限
受給資格証の有効期限は、18歳到達後の3月31日までです。
○医療費の給付申請(償還払い)
申請手続き期限:受診日の翌月から6か月以内 必要なもの:①医療機関等が発行した領収書(子どもの氏名、 受診日、保険点数、支払額が分かるもの) ②南部町子ども医療費受給資格証 ③保護者名義の通帳 振込日:原則として、申請日の翌月末に振り込みます。

●地域子育て支援センターなど

認定こども園において、親子遊び、季節の行事、子育てに関する相談や情報の提供、園庭の開放、図書の貸し出し、子育てサークルの支援などを行っています。町内の施設の活動予定は「広報なんぶちょう」・「町ホームページ」に掲載していますが、ご利用の際には、事前に各施設へお問い合わせください。

対象者

小学校入学前の子どもとその保護者

町内支援センター

□地域子育て支援センター「ぴっぴクラブ」

□地域子育て支援センター「こすもすクラブ」

□地域子育て支援センター「わくわくひろば」

□認定こども園あかね幼稚園「ハッピークラス」

☎0178-51-8585(チェリーこども園内)

☎0179-23-0505(なんぶこども園内)

☎0178-51-9756(福地こども園内)

☎0178-76-1801



●一時預かり保育

保育施設の入所の対象とならない子どもを、必要に応じて一時的に保育します。

利用内容	保護者等が、 ・ケガや病気をしたとき ・入院したとき ・事故や災害になったとき ・育児中に心理的、肉体的に負担や疲れを感じたとき	実施施設	☐ チェリーこども園 ☎0178-51-8585 南部町大字下名久井字八森16-1 ☐ なんぶこども園 ☎0179-23-0505 南部町大字沖田面字下村30-3 ☐ 福地こども園 ☎0178-51-9756 南部町大字福田字源次郎平19-1
利用の目安	週3日程度、1か月14日を限度とします。	保育時間・費用	実施施設によって異なりますので、 各実施施設へお問い合わせください。 上限額1,800円／日までは無償となります。
利用できる子ども	町内に住所を有する生後6か月以上の未就学児童で、家庭で保育している子ども	申込	各実施施設へお申込みください。

●保育施設の利用について

保育施設は保育が必要な家庭を対象に利用できるもので、申請が必要です。
保育が必要な事由：就労・妊娠・出産・疾病・障害・介護等

町内の保育施設	☐ チェリーこども園	☎0178-51-8585	南部町大字下名久井字八森16-1
	☐ なんぶこども園	☎0179-23-0505	南部町大字沖田面字下村30-3
	☐ 福地こども園	☎0178-51-9756	南部町大字福田字源次郎平19-1
	☐ 認定こども園あかね幼稚園	☎0178-76-1801	南部町大字下名久井字宗前17-7

●保育料の無償化

令和7年4月より、南部町に住民票のある0～2歳児の保育料が無償化されます。詳細はお問い合わせください。

●放課後児童クラブ

家庭の都合で放課後帰宅しても適切な保育が受けられない児童を対象に保育を行うものです。遊びを中心に、異なった年齢集団の中で社会性を身につけ、子どもたちが健全に成長するように手助けしています。

対象児童	小学校1～6年生で保護者の労働等(労働、疾病、介護・看護、障害)により、下校後、保育にかかる児童		
開設時間	・平日：下校後～18:30 ・土曜日・学校休校日・長期休業日：7:30～18:30 ※学校行事等によって、開始時間が異なる場合があります。		
開設場所	○名川地区 ・名川なかよしクラブ：名川小学校敷地内 ☎090-1493-6105 ・剣吉なかよしクラブ：南部芸能伝承館 ☎090-1493-6008 ○南部地区 ・なんぶ児童クラブ：保健福祉センターばたんの里 ☎090-1493-6072 ○福地地区 ・福地学童保育クラブ：総合保健福祉センターゆとりあ ☎090-7064-0255		
おやつ代	月額3,000 円 (別途、入会時に傷害保険料の負担があります。)	緊急・一時的な利用	病気・冠婚葬祭で緊急・一時的に児童の保育ができなくなり、放課後児童クラブの利用を希望する場合は、次の施設にご相談ください。詳細・料金等についても、その際にご確認ください。
必要書類	①放課後児童クラブ入会申請書 ②就労証明書：父・母それぞれ1通 ③「労働」以外が理由の場合は、診断書等の「事由を証明できるもの」を添付	☐ 名川地区 チェリーこども園 ☎0178-51-8585 ☐ 南部地区 なんぶこども園 ☎0179-23-0505 ☐ 福地地区 福地こども園 ☎0178-51-9756	
退会	転出等の自己都合で退会する場合は、退会届を提出してください。		



●子育て短期支援事業(ショートステイ)

ご家庭において、お子さんの養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設などで一定期間お預かりします。

対象者	保護者が病気やその他の理由(妊娠、出産、看護、事故、災害、育児疲れ等の身体上または精神上の理由、冠婚葬祭、出張、学校などの公的行事)により、一時的に家庭での養育が困難となった、18歳未満の児童かつ他に養育者がいない者	実施施設	町外の児童養護施設・乳児院
利用料	☐ 2歳未満児 1日3,000円 ☐ 2歳以上児 1日2,000円 (※生活保護世帯及び町民税非課税世帯は無料)		
利用期間	原則として7日以内		

●子育て世帯訪問支援事業

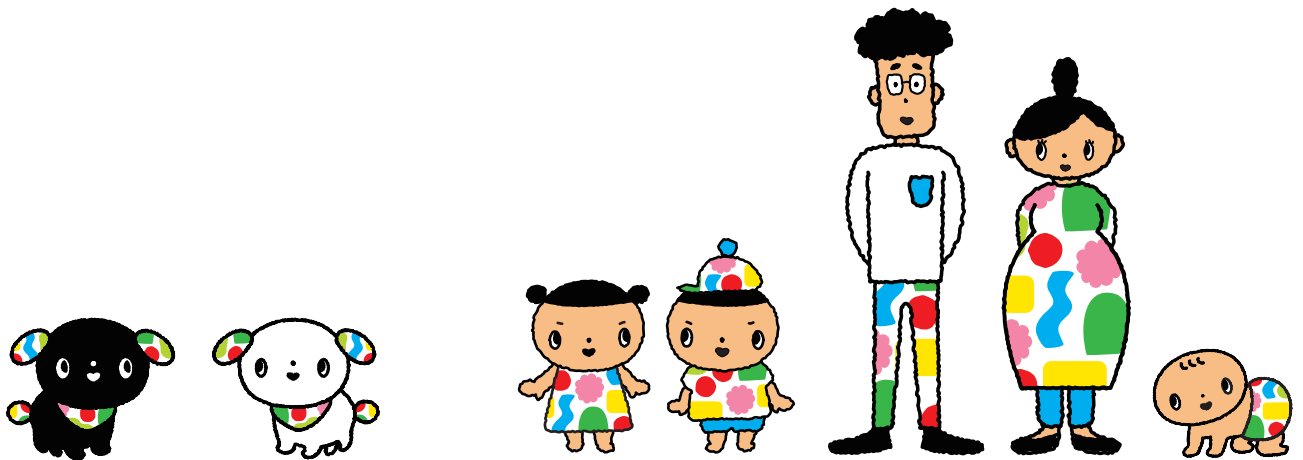
子育て中の方や妊産婦の方で、家事や育児が困難となった際に、訪問支援員(ヘルパー)が訪問し、家事や育を支援するものです。

対象者	・保護者が病気や体調不良などにより、家事や育児が困難になった子育て世帯 ・妊娠中で体調がすぐれず、家事が困難な方 ・その他、家事や育児の支援を必要とする方	利用料	1時間 300円 (生活保護世帯及び町民税非課税世帯は無料)
利用期間	原則として1回2時間以内、3か月未満		

●ファミリーサポートセンター

子育ての援助を受けたい方(依頼会員)と行いたい方(提供会員)のネットワークを作り、地域の皆さんで子育てについて支え合う事業です。八戸市が社会福祉法人八戸社会福祉協議会に運営を委託していますが、三八管内の市町村にお住まいの方も利用できるサービスです。

主な援助内容	時間	7:00～21:00
・保育施設までの送迎や保育開始時間まで、保育終了後、子どもを預かること ・学童保育終了後、子どもを預かること ・子どもの病気回復期、冠婚葬祭や他の子どもの行事、臨時的に子どもを預かること	料金	☐ 平日／7:00～21:00 1時間500円 ☐ その他／平日の上記以外の時間帯、土日、祝日等 1時間600円
	問い合わせ先	八戸市ファミリーサポートセンター ☎0178-71-2750



障がい児支援

【問い合わせ】

☎健康こども課 ☎0178-60-7100 ☎福祉介護課 ☎0178-60-7101 （南部町健康センター内）

●障がい児通所支援

【児童発達支援】

対象児童: 未就学の障がい児

内容: 日常生活における基本的動作の指導・知能技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。

【医療型児童発達支援】

対象児童: 医学的管理の必要な未就学の障がい児

内容: 運動機能に遅れのある障がい児を対象に医学的な訓練を中心とした支援を行います。

【居宅訪問型児童発達支援】

対象児童: 通所での支援が困難な障がい児

内容: 重度の障がいのある児童に対して、居宅を訪問して発達支援を行います。

【放課後等デイサービス】

対象児童: 就学している障がい児

内容: 放課後や夏休み等の長期休暇において、生活能力向上のため訓練等を継続的に行いながら、放課後等の活動の場を提供します。

【保育所等訪問支援】

対象児童: 就学・就園している障がい児

内容: 現在利用中または今後利用する予定の保育所、幼稚園、小学校その他の集団生活を過ごす施設において、集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、安定した利用ができるように当該施設を訪問し支援を行います。

●障がい児入所支援

対象児童 障がいのある児童

内容 障がいの特性に応じて保護、日常生活の指導、知識技能の付与の支援(及び医療)を行います。

問い合わせ先 三八児童相談所 ☎0178-27-2271

●障がい児福祉手当

日常生活において精神または身体に重度の障がいを有し、常時の介護を必要とする20歳未満の在宅重度障がい児に支給されます。基準を満たす障がいが1つ以上あるか、それと同程度以上の状態である方が対象です。詳細はお問い合わせください。

●特別児童扶養手当

精神または身体の障がいの状態にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度です。

対象者 精神または身体の障がいがあり、政令に定める程度にある20歳未満の児童を監護している父または母、もしくは父母に代わって、その児童を養育している方

支払時期 原則、年3回(4月、8月、11月)それぞれの支払い月の前月分までの手当が支払われます。

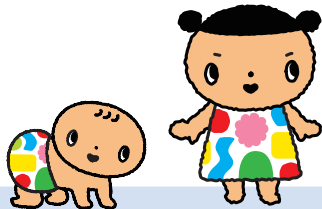
手当の月額 請求者、配偶者及び扶養義務者(住民票上別世帯に問わず同居している親族)の前年の所得額によって決定されます。

手続き 認定請求に必要な書類等、詳細は健康こども課へご相談ください。

●小児慢性特定疾病医療費助成制度

子どもの慢性疾病のうち、厚生労働大臣が定める801の疾病(令和7年4月1日時点)を「小児慢性特定疾病」といいます。小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患者家庭の医療費の負担軽減を図るため、一定の認定基準を満たしている方を対象に、その治療に係る医療費の一部が助成されます。対象疾病及び申請に必要な書類等については、三戸保健所にお問い合わせください。

問い合わせ先 三戸保健所 ☎0178-27-5111



子どもとおかあさんのための保健事業

●赤ちゃん訪問

対象 生後4か月未満の赤ちゃんとその保護者

内容 保健師等が、全ての赤ちゃんのいるご家庭に訪問し、赤ちゃんの体重測定のほか、母乳や育児・予防接種、産婦さんの体調管理についての相談に応じます。また、産婦さんと一緒に子育て期の「なんぶびよくプラン」を作成します。

●家庭訪問と健康相談

保健師、栄養士等が、家庭訪問または健康相談を行い、健康や育児の不安、悩みなどをうかがい、支援します。

【健康相談】

来庁による相談、電話による相談を受付します。
お気軽にご利用ください。

対応時間／8:15～17:00

電話番号／☎0178-60-7100 ☎080-8202-3211

【子育てメール相談】

メールによる相談も受付します。お気軽に子育てメールをご利用ください。

対応時間／8:15～17:00

メールアドレス／kosodate@town.aomori-nanbu.lg.jp

●子どもの健康診査・健康相談

子どもの病気の早期発見、発達の確認のために大切な健康診査や健康相談です。生活習慣や育児に関する相談も行います。

子どもの健やかな成長のために必ず健康診査・健康相談を受けましょう。約2週間前までに対象者の保護者に通知します。

都合により受診できない場合は、次回にご案内します。それ以降も未受診の場合は、電話連絡や家庭訪問をさせていただく場合があります。
※年間の日時については南部町乳幼児健康診査・健康相談日程表をご確認ください。

場所 南部町健康センター(南部町大字下名久井字白山91-1) ☎0178-60-7100

乳児健康診査

対象児童: 4～6か月児

内容: 身体計測、問診、小児科診察、栄養指導、保健指導

持ち物: 母子健康手帳、問診票、バスタオル、替えオムツなど

乳児健康相談

対象児童: 8～10か月児

内容: 身体計測、栄養指導、歯科保健指導、保健指導、読み聞かせ

持ち物: 母子健康手帳、問診票、バスタオル、替えオムツなど

1歳6か月児健康診査

対象児童: 1歳7か月～1歳9か月児

内容: 身体計測、問診、小児科診察、歯科診察、栄養指導、保健指導、発達相談

持ち物: 母子健康手帳、問診票、バスタオル、替えオムツなど

2歳児歯科健康診査

対象児童: 2歳6か月～2歳8か月児

内容: 身体計測、問診、歯科診察、栄養指導、保健指導、ことばの相談

持ち物: 母子健康手帳、問診票、バスタオル、替えオムツなど

3歳児健康診査

対象児童: 3歳7か月～3歳9か月児

内容: 身体計測、問診、尿検査、聴力検査、視覚検査、小児科診察、歯科診察、耳鼻科診察、栄養指導、保健指導、ことばの相談

持ち物: 母子健康手帳、問診票、バスタオルなど

4歳児健康相談

対象児童: 4歳8か月～4歳10か月児

内容: 身体計測、栄養指導、歯科保健指導、保健指導、ことばの相談、発達相談、読み聞かせ

持ち物: 母子健康手帳、問診票、バスタオルなど

●発達に心配のある子どもの相談

【ことばの教室】

言語聴覚士が言葉の訓練を月1回程度行います。各種健康診査、健康相談で、ことばの練習が必要と思われる就学前の子どもに対して紹介しています。

【発達相談（にこにこ教室）】

発達支援員が子どもの発達特性に合わせた課題学習や育児助言を月1回程度行います。各種健康診査、健康相談で、行動・情緒・就学に向けての相談が必要と思われる就学前の子どもに対して紹介しています。

●子どもの予防接種

予防接種は、子どもを病気から守り、社会全体に病気がまん延することを防ぐものです。定期的に母子健康手帳を確認し、受け忘れないようにしましょう。

【定期予防接種一覧（対象年齢内は無料）】

種類	対象年齢	回数
ロタ	生後6週～24週または32週	2回または3回
B型肝炎	1歳未満	3回
小児肺炎球菌	生後2か月～5歳未満	標準4回
BCG	1歳未満	1回
麻疹・風疹（MR混合）	1歳～2歳未満 小学校入学前の1年間（年長児）	1回 1回
水痘	1歳～3歳未満	2回
日本脳炎	生後6か月～7歳6か月未満 9歳～13歳未満	3回 1回
二種混合	11歳～13歳未満（小学6年生）	1回
子宮頸がん（HPV）	小学6年～高校1年相当 年齢の女子	2回または3回
五種混合	生後2か月～7歳6か月未満	4回

【子どもインフルエンザ予防接種費用助成事業】

○助成対象：生後6か月～18歳（高校3年生相当）
※接種時期前に送付される案内文をご確認ください。

町内指定医療機関

南部町医療センター ☎0178-76-2001
川守田外科胃腸科 ☎0178-75-0898
南部病院 ☎0179-34-3131
スワンクリニック ☎0179-23-0805
かわむら内科クリニック ☎0178-84-3111
はらだクリニック ☎0178-60-1661

※接種できる種類・予約の有無・実施日・受付時間は各医療機関で異なりますので、南部町予防接種日程表、「広報なんぶちょう」をご確認ください。

※町外の医療機関で予防接種を希望される場合は事前にお問い合わせください。

●幼児フッ素塗布事業

フッ素には、歯の質を強くしてむし歯になりにくくする働きがあります。子どもの歯をむし歯から守るために、フッ素塗布券をぜひご利用ください。

対象者	1歳6か月～6歳の幼児	交付	1歳6か月：健康診査時にフッ素塗布券をお渡しします。（1回分） 2歳～6歳：誕生月にフッ素塗布券を送付します。（年に2回分）
場所	町内歯科医院（要予約）	費用	・無料 ・償還払い：町外の歯科医院でフッ素塗布をした場合は申請により、3,060円を上限に費用の払い戻しを行います。
持ち物	フッ素塗布券・母子健康手帳・こどもの健康保険の資格確認ができるもの（資格確認書等）		



その他の支援

●不妊専門相談センター（不妊専門相談）

不妊専門相談では、不妊や不育症に悩む夫婦等に対し、不妊・不育に関する医学的・専門的な相談や心の悩み等について専門医が応じ、治療に関する情報提供等を行います。

対象	不妊や不育症で悩む夫婦等
内容	ご夫婦などの健康状態に応じた不妊・不育に関する相談、不妊・不育の検査・治療に関する情報提供等
日程	毎月1回指定日時（要予約）：詳細についてはお問い合わせください。
場所	八戸市田向三丁目6-1 八戸市保健所（八戸市総合保健センター3階）
お申込み先	八戸市保健所すくすく親子健康課 専用電話：0178-38-0714 （月～金：9:00～16:00）

●救急時の対応

八戸市休日夜間急病診療所

場所：八戸市田向三丁目6-1
八戸市総合保健センター1階
電話：0178-20-7651
診療科目：内科、小児科、外科系
診察日：年中無休
受付時間：19:00～23:00まで（日祝日、年末年始は12:00～23:00）
持ち物：健康保険の資格確認ができるもの・診察料

子ども医療電話相談

看護師や小児科医から子どもの症状に応じた対処についてアドバイスを受けられます。

電話：#8000
受付時間：平日18:00～翌8:00 まで 土曜13:00～翌8:00まで
日祝日、年末年始 24時間

●おはなし会

南部町内の読み聞かせグループによるおはなし会があります。本に親しむことで読書への興味がわき、物語の様子を想像する力や、内容を理解する力の向上につながっていきます。

日程	毎月1回：詳細についてはお問い合わせください。	時間	10:30～11:00
場所	南部町立名川中学校図書室1階（町民図書室） ☎0178-76-3121 南部町大字下名久井字白山81（楽々ホール横）	問い合わせ先	南部町教育委員会 社会教育課 ☎0178-38-5969



子育て支援カレンダー

	妊娠	出生	4～6か月頃	8～10か月頃	1歳6か月頃	2歳6か月頃	3歳6か月頃	4歳6か月頃	小学生	中学生	高校生
届出・健診	母子健康手帳交付	出生届 出生の日を含めて14日以内に届出しましょう。	乳児健康診査 (4～6か月児)		1歳6か月児健康診査 (1歳7～9か月児)	2歳児歯科健康診査 (2歳6～8か月児)	3歳児健康診査 (3歳7～9か月児)	 しろ		若年生活習慣病 予防健康診査	
	妊婦一般健康診査 妊婦健診を14回受けることができ、多胎は7回分追加になります。	乳児一般健康診査 1歳の誕生日の前日までに、医療機関で2回受けることができます。							ヘリコバクター・ピロリ菌抗体検査 及び除菌治療事業 中学2年生が対象。 将来の胃がんリスクを減らします。		
	風疹抗体検査	乳児股関節検診 生後30日～150日まで									
	定期予防接種(2か月児から18歳まで) 種類によって時期が異なりますので、予防接種日程表をご確認ください。										
	妊産婦歯科健康診査 産前産後のお口のチェックができます。			子どもインフルエンザ予防接種費用助成事業(6か月児から18歳まで) 接種期間や自己負担など、詳しくは通知をご確認ください。							
相談・教室	妊娠届出時健康相談	新生児訪問 赤ちゃんとお母さんの健康・育児について、相談ができます。		乳児健康相談 (8～10か月児)				4歳児健康相談 (4歳8～10か月児)		親子健康面談	
	妊婦電話相談 妊婦訪問					ことばの教室 ことばの訓練・指導が受けられます。		心の健康教室	思春期ふれあい体験学習 赤ちゃんとおふれあうことで、命の尊さを学ぶ機会です。		
					にこにこ教室（発達相談） 行動や情緒の発達について、相談できます。		小・中学生健康教室				
	手当・助成	妊婦のための給付金 妊婦一人につき50,000円	妊婦のための給付金 新生児一人につき50,000円							小・中学校給食費無償化事業 学校給食が無償で提供されます。	奨学金貸付制度 高校以上の就学が経済的に困難な場合、町単独で貸付します。(返還の免除あり)
ハイリスク妊産婦アクセス支援事業 リスクの高い妊産婦の診療に係る通院費などを助成します。		未熟児養育医療 身体が未熟なまま生まれて入院が必要な乳児に医療費を給付します。	フッ素塗布事業 むし歯予防のフッ素塗布が年2回できます。(1歳6か月児～6歳児)					学用品等の就学援助(低所得世帯が対象) 学校で必要な学用品などの経費を支給します。			
		子育て用品給付事業 子育て用品と交換できる助成券を給付します。(0歳～2歳児)									
		児童手当・特例給付(18歳まで) 児童の育成のために支給します。									
		乳幼児医療費給付事業(就学前まで) 児童の育成のために保険適用内の医療費が無料になります。(所得制限あり)						子ども医療費給付事業(18歳まで) 小学生から高校生まで保険適用内の医療費が無料になります。			
		ひとり親家庭等医療費助成事業(18歳まで) ひとり親家庭等の児童と保護者のために保険適用内の医療費を助成します。(所得制限あり)									
		児童扶養手当(18歳まで、児童に障害がある場合は20歳) ひとり親家庭等の生活安定と福祉増進のために支給します。(所得制限あり)									
特別児童扶養手当(20歳まで) 障害のある児童の福祉増進のために支給します。(所得制限あり)											
サポート	 りん	 らん	保育所・認定こども園 保護者が就労などにより子どもを保育できない場合に、利用することができます。					放課後児童クラブ 保護者が労働などで家におらず、留守番できない児童に保育を行い、健全育成を図ります。	地域子育て支援センターなどのご案内 地域子育て支援センター『こすもすクラブ』 TEL.0179-23-0505(なんぶこども園内) 地域子育て支援センター『びっぴクラブ』 TEL.0178-51-8585(チェリーこども園内) 地域子育て支援センター『わくわくひろば』 TEL.0178-51-9756(福地こども園内) 認定こども園 あかね幼稚園『ハッピークラス』 TEL.0178-76-1801		
			幼稚園 幼児期の教育を受けることができます。								
			一時預かり保育 急な用事などで一時的に子どもを保育できない時に、利用することができます。								
			地域子育て支援センター 親子で運動や遊びの体験ができ、ママパパの交流・相談もできます。								
			ファミリーサポートセンター 育児のサポートが必要な場合は相談・活用しましょう。(八戸市ファミリーサポートセンター TEL:0178-71-2750)								